

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 日野 小百合

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6PRX1GE00580		6PSK1A00001 0001					
品名 または 件名							
害虫駆除清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書による							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
関東処 用賀支			関東処 用賀支 薬品工場				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
関東処 用賀支 薬品工場			令和8年9月30日（水）				

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計課事務室（ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga/keiyaku_top.html）

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない

提出日時場所：令和8年9月9日（水）10時00分 会計課事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

- 令和8年9月9日（水）10時00分までに見積書の提出をお願いします。
（FAXやメールも可としますが、後日原本の提出をお願いします。）
- 参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- 見積書の無効
ア 注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書
イ 見積金額が明瞭でない見積書及び見積りした者が誰であるか識別しがたい見積
- 本方式は随意契約を前提として見積依頼（オープンカウンター方式）であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 見積書の提出をもって「駐屯地標準契約書（物品売買契約条項又は役務請負契約条項）」、「談合等の不正行為に関する特約条項」および「暴力団排除に関する特約条項」の内容について誓約したものとする。
この際FAXでの提出を可とする。
- 契約手続きに関する問い合わせ先
〒158-0098 東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処 総務部会計課契約班
担当：根本 TEL：03-3429-5241（内線 373）
FAX：03-3429-5245
※仕様については 衛生班 藤田（内線250）までお問い合わせください。

入札書
見積書

調達要求番号	6PSK1A00001	契約実施計画番号	6PRX1GE00580
--------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
害虫駆除清掃役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
納入場所	関東処 用賀支 薬品工場	納期		令和8年9月30日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

契約締結後に契約の全部又は一部を解除した場合は、見積金額に消費税相当額を加えた契約金額(一部解除する場合は、解除部分に相当する代金)の10%を違約金として契約担当官に支払うことを承諾いたします。

令和 8 年 9 月 9 日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 日野小百合 殿

住所
会社名
代表者名
担当者
連絡先

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
害虫駆除清掃役務	仕 様 書 番 号	E Y B - Z - 1 0 0 2 1 8 B
	承 認	
	作 成	令和 7 年 7 月 3 日
	変 更	令和 8 年 6 月 9 日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地で実施する薬品工場害虫駆除の清掃役務に関して規定する。

1.2 場所

1.2.1 東京都世田谷区上用賀 1 - 2 0 - 1

陸上自衛隊用賀駐屯地

1.2.2 配置図

別紙第 1

1.2.3 1 号隊舎平面図

別紙第 2 (4 6 6 . 4 8 m²)

1.2.4 清掃範囲拡大図

別紙第 3

2 役務に関する要求

2.1 一般共通事項

2.1.1 害虫駆除清掃役務に関して、必要な事項を規定する。

2.1.2 害虫駆除清掃役務の実施は、2 回とし時期の詳細は官側との調整による。

2.1.3 契約業者は、あらゆる形式の害虫駆除清掃について十分な経験と技術を有し、且つ役務を完全に遂行する能力を完備するものでなければならない。

2.1.4 契約業者は、全省庁統一資格である「建物管理等各種保守管理」の有資格者とし、清掃に必要な関係官公署その他に対する諸手続き及び関係法令・規則条例等を遵守し、その運用と適用は契約業者の負担と責任において行うこと。

2.1.5 本仕様書に規定した以外の事象明記のないもの、または不明事項のある場合は、官側と調整しその指示による。

2.1.6 作業時に際し、建物及び設備等を破損又は損傷した場合は、請負側において補修及び回復を図るものとする。

2.1.7 安全管理は、合規・合法かつ万全に行うものとし、仮に事故発生の場合は請負者がその責任を追うものとする。

2.2 害虫駆除清掃に関する要求

2.2.1 ゴキブリ（茶羽ゴキブリ、黒ゴキブリ）を主体とした害虫駆除をするものとする。

2.2.2 薬品工場内の害虫駆除を行う。

2.2.3 バキューム等でゴキブリの除去を実施した後、ジェル状薬剤によるポイント施工により実施するものとする。

2.2.4 薬品工場内の壁面内部に害虫生息が認められる場合は、建物内側からの薬剤施工を行うものとする。

2.2.5 ビル管法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）に対応できる薬剤を使用しているものとする。（使用する薬剤は、無臭で人体に安全で医薬品として登録されているものとする。）

2.2.6 2 回目の施工にあたっては、1 回目施工後の害虫発生状況を目視確認等により評価し、その結果を踏まえ、薬剤の変更等その他必要な措置を講じるものとする。

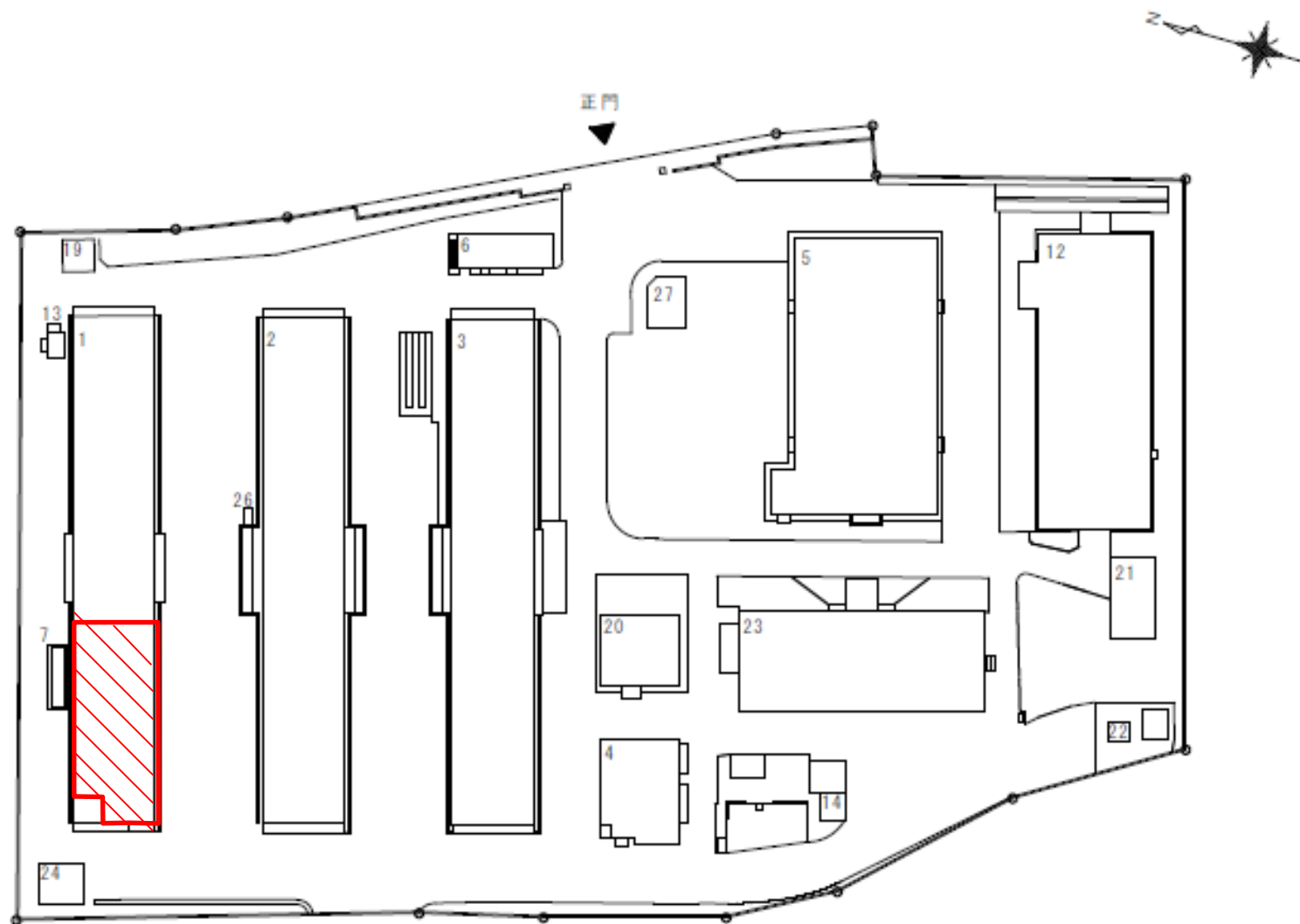
3 その他の指示

3.1 据付等に必要な消耗品等は、すべて請負者の負担とする。

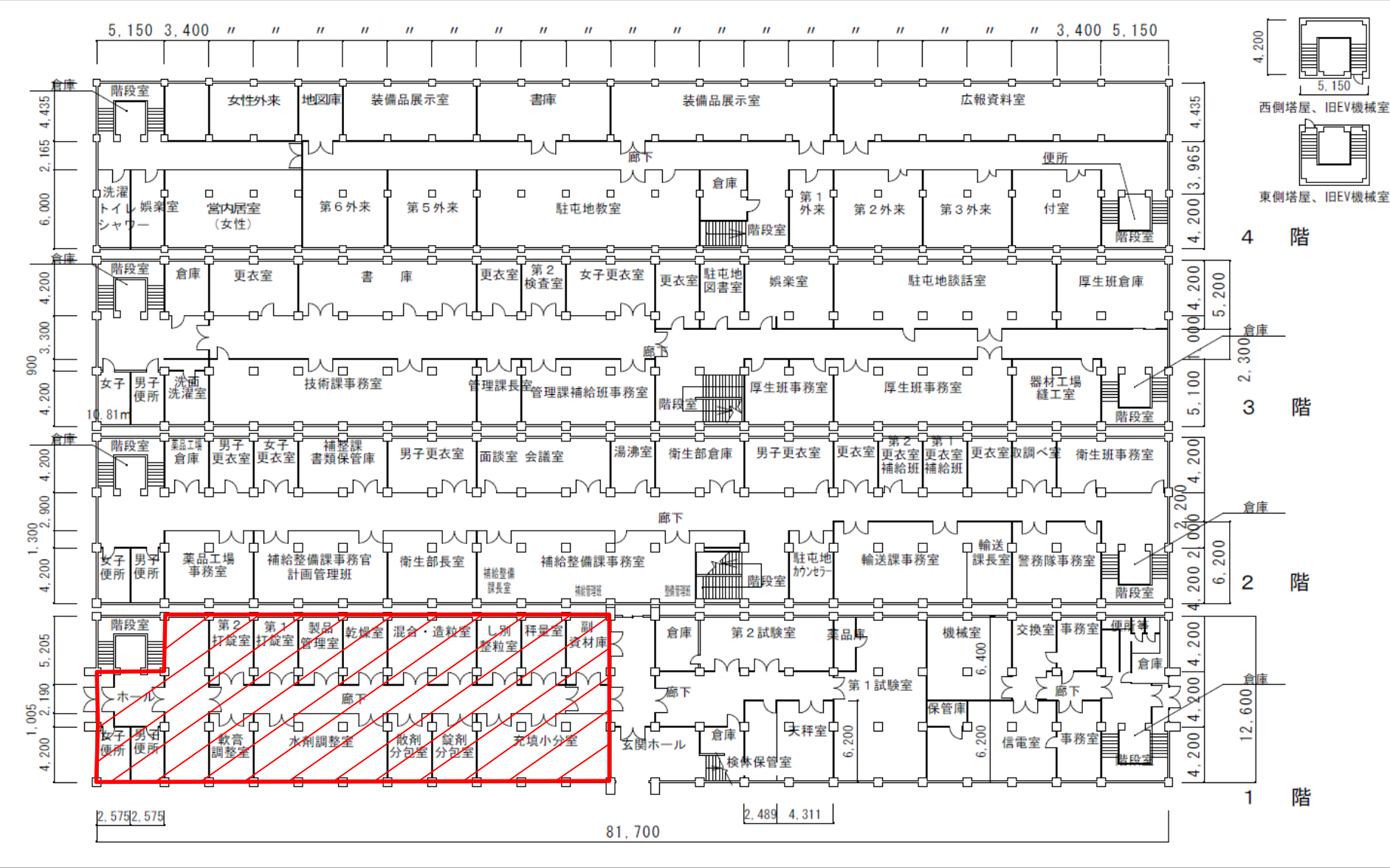
3.2 害虫防除及び薬品工場内衛生環境報告書を各回の作業終了後に官側に提出するものとする。

3.3 駆除の実施日時については、官側と調整するものとする。

駐(分)屯 地 名	用賀駐屯地	図面	配 置 図	建物 番号		縮 尺	作成年月	図面番号 及び番号	別紙第 1
						1 : 1,000	7.3.31		



駐(分)屯 地 名	用賀駐屯地	図面	1号隊舎平面図	建物 番号	1	縮 尺	作成年月	図面番号 及び番号	別紙第2
							2.6.4		



別紙第3
清掃範囲拡大図

水剤調整室、充填小分室	各 53.09m ²
混合・造粒室	35.39m ²
第1打錠室、第2打錠室、製品管理室、乾燥室、し別整粒室、秤量室、副資材庫、軟膏調整室、散剤分包室、錠剤分包室	各 17.70m ²
ホール	16.43m ²
廊下	109.85m ²
便所	21.63m ²
合計	466.48m ²

